

令和元年度第2回 理事会議事録

1 日 時 令和2年2月5日（水） 午後2時00分

2 場 所 国保会館2階 第一・第二会議室

3 出席者 別添、出席者名簿のとおり

理事長（宮古島市長） 下地 敏彦

副理事長（国頭村長） 宮城 久和

副理事長（読谷村長） 石嶺 傳實

理事（北谷町長） 野国 昌春

理事（与那原町長） 照屋 勉

理事（南風原町長） 赤嶺 正之

理事（久米島町長） 大田 治雄

常務理事（国保連合会） 座嘉比 光雄

副理事長（那覇市長） 城間 幹子（書面出席）

理事（今帰仁村長） 喜屋武 治樹（書面出席）

理事（金武町長） 仲間 一（書面出席）

理事（宜野湾市長） 松川 正則（書面出席）

理事（石垣市長） 中山 義隆（書面出席）

理事（医師国保組合） 宮城 信雄（書面出席）

事務局 高良事務局長、大城総務課長、植木保険者支援課長、古堅審査課長

喜友名審査管理課長、川満システム管理課長、比嘉介護福祉課長

4 議題

（議決事項）

議案 第30号 沖縄県国民健康保険団体連合会職員服務規程の一部改正について

議案 第31号 沖縄県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について

議案 第32号 沖縄県国民健康保険団体連合会事務局組織規程の一部改正について

議案 第33号 沖縄県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部改正について

議案 第34号 財産の取得について

議案 第35号 令和元年度沖縄県国民健康保険団体連合会財産の処分について

議案 第36号 令和元年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第2回）について

議案 第37号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会事業計画について

議案 第38号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会財産の処分について

議案 第39号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について

議案 第40号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について

- 議案第41号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第42号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第43号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第44号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
- 議案第45号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健健康診査費審査支払特別会計歳入歳出予算について
- 議案第46号 令和元年度沖縄県国民健康保険団体連合会第2回通常総会の招集について

司 会
稻 嶺
総務課長補佐

みなさん、こんにちは。
本日の司会を務めます、総務課 課長補佐の「稻嶺」です。
よろしくお願ひします。

会議を始めます前に、理事会の配付資料を確認します。
本日の資料は、3点でございます。
○「令和元年度第2回理事会議案」、
○A4縦の「資料1 同理事会の提出議案説明資料」、
○そして、A4縦の「参考資料」です。
不足があればお申し出ください。

<配付資料の確認>

よろしいでしょうか。
それでは、ただいまより「令和元年度第2回 理事会」を開催いたします。

本日の出席状況は、理事出席が8名、書面出席が6名となっております。

よって、本会規約第33条に規定する出席者が過半数に達しておりますので、本理事会は成立しました。

なお、本日の理事会で審議していただきます議案は、去る1月24日に開催しました、各地区国保担当課長の代表者等で構成する、「国民健康保険事業推進幹事会」で審議したうえ、ご提案しておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、理事会の議長は、理事会運営規程第2条第2項の規定により、理事長が務めることとしております。

下地理事長よろしくお願ひします。

議 長
(下地敏彦
宮古島市長)

みなさん、こんにちは。
お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

これより、令和元年度第2回 理事会を開会します。
議事に入ります前に、理事会運営規程第4条第2項の規定により、
本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名人は、読谷村長の 石嶺 傳實 副理事長と

与那原町長の 照屋 勉 理事 にお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

本日の議案は、「議決事項 17 件」となっております。

はじめに、議案第 30 号「沖縄県国民健康保険団体連合会職員服務規程の一部改正について」と議案第 31 号「沖縄県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について」を議題とします。

事務局から説明して下さい。

<事務局の説明>

大 城
総務課長

総務課長の「大城」です。よろしくお願いします。

<説明資料をかざしながら>

これから説明は、A4 縦の資料 1 「提出議案説明資料」により、ご説明します。

なお説明は、本会の名称であります「沖縄県国民健康保険団体連合会」は省略させていただき、数字につきましては、千の単位で説明いたします。

それでは 1 頁の議案第 30 号をご覧ください。

この改正は、昨年 5 月に成立した労働施策総合推進法において、職場にパワハラの規定と防止措置義務が定められたことから、本会職員服務規程に「職場のパワーハラスメントの禁止」を追加するための改正です。

古 堅
審査課長

審査課長の「古堅」です。よろしくお願いします。

議案第 31 号をご覧ください。

この改正は、医療の高度化等により診療報酬審査の難易度も増していることから、各医療専門分野に精通した審査委員の確保と待遇改善を図るための改正です。

以上、よろしくお願いします。

議長	<p>事務局の説明が終わりました。 質疑がありましたら、よろしくお願ひします。</p> <p style="text-align: center;"><進行の声></p>
議長	<p>お諮りします。 議案第30号と第31号は理事会での承認事項となっております。 承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;"><異議なしの声></p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、ただいまの2件は承認されました。</p>
	<p>次は、議案第32号「事務局組織規程の一部改正について」と議案第33号「職員給与規程の一部改正について」を議題とします。 事務局から説明して下さい。</p>
大城 総務課長	<p>それでは、2頁の議案第32号をご覧ください。 この改正は、国保連合会を取り巻く情勢の変化に機敏に対応し、保険者支援を強化していくために、体制の充実と変革が求められていることから、①令和3年度から職員定数を「48人」から「50人」にするための改正、②令和2年度から事務局次長を新たに設置するための改正でございます。</p> <p>ここで、参考資料の1頁をご覧ください。 「沖縄県国保連合会の概要」の左側「4事業内容」ですが、本会の事業を大きく分けますと21の事業があります。その内、黄色い網がかけ部分の13の事業、半分以上の事業が平成12年度から追加されています。しかしながら、本会正規職員数は平成12年度から1名のみであります。</p> <p>次に、2頁のA3版横の「平成30年度当初の全国国保連合会の状況」をご覧ください。</p> <p>表の左側から5列目には全国の「非正規率」を北海道から沖縄まで並べてありますが、一番下の沖縄県をご覧になって頂くと、職員48名に対し、非正規職員が105名で非正規率が全国一高い68.6%という組織体制となっており「非正規職員」に対する指導監督が行き届きにくい状況となっています。</p> <p>また、この表の真ん中の列は、全国の都道府県を被保険者数の多い</p>

順に並べてあります。太枠で囲った赤い網掛をご覧になって頂きますと、沖縄県は25位でございます。沖縄県は被保険者数が国保、介護、後期高齢者まで合わせて「71万5,693人」で、これを48人の正規職員数で割ると職員一人当たりの被保険者数が「1万4,910人」となり、全国4位となります。被保険者数60万人規模から80万人規模の国保連合会と比較して飛びぬけて一人当たり被保険者数が多いことが分かります。

次に、この表の右側は、レセプト件数の多い順に並べてあります。太枠の沖縄県はレセプト件数が「1,200万件」あまりで全国36位でございますが、正規職員一人当たり件数をご覧いただくと「26万6,910件」となり全国第13位でございます。
これは、レセプト件数が「3,000万件」から「5,000万件」の上位の国保連合会に匹敵する数字となっています。

このように、本県と表の一番下にあります同規模連合会の平均とを比較しますと10名以上少ないことがお解かりいただけるかと思います。しかし、一度に10名の職員を採用するとなると財政的にも厳しいものがございます。また、現在、厚労省と支払基金において業務効率化計画が進められており、今後、連合会を取り巻く状況が変化する可能性もある事から、状況を見ながら、その都度理事の皆様にご相談したいと考えております。

続いて、事務局次長職の設置について、ご説明いたします。

この表の左側の緑の網掛けに、全国国保連合会の事務局次長級の設置状況をお示してございますが、一番下太枠をご覧になって頂くと、設置していないのは沖縄県だけとなっております。

今後、オンライン資格確認システムの導入等による審査支払事業の大幅な見直し、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的推進など、国保連合会の役割の増加と変革が求められているため、組織の統制及び各課の連携を強化していく必要があることから、事務局次長職が必要と考えております。

次長職は、国保、後期、介護の審査支払業務関係を統括する次長職を1名、総務、企画、保険者支援関係を統括する次長職を1名、合わせて2名の次長を課長職兼務で設置したいと考えております。

以上が議案第32号の説明でございます。

それでは、もとの「説明資料」にお戻りください。

次に3頁の議案第33号ですが、

この改正は、ただいま議案第32号でご説明申し上げました次長職の新設に伴い、給料の格付け及び管理職手当を設置するための改正

です。

新たに設置する事務局次長の給料等級は6級、管理職手当については、現行の事務局長と課長の管理職手当中間となる58,100円でございます。

以上、よろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

野国昌春理事
(北谷町長)

職員を48名から2名増員した場合、全国における順位はどうになりますでしょうか。

大 城
総務課長

2名増員しても、まだ、全国での順位は現在と同じでござります。

野国昌春理事
(北谷町長)

本来であれば10名増員したいのだが、段階的に実施するということでしょうか。

座 嘉 比
常務理事

事務局から説明がありましたように、厚生労働省と支払基金のなかでレセプトの点検業務の改革が進められており、レセプト点検の業務の9割をコンピュータで自動化するといったことが計画されております。しかし、現時点ではどのようになるかまだ決まっていない状況です。

そこで、令和2年度に採用試験を実施し、令和3年度に2名増員。また、その翌年度以降も状況をみながら、理事の皆さんと相談し、段階的に増員を進めていきたいと考えております。

議 長

他にご質問はありますでしょうか。

<進行の声>

議 長

それでは、お諮りします。

議案第32号と第33号を、承認することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、只今の2件は承認されましたので、総会へ提案します。

議長	<p>次は、議案第34号「財産の取得について」から議案第36号「一般会計歳入歳出補正予算（第2回）について」までを議題とします。事務局から説明してください。</p>
大城 総務課長	<p>それでは4頁をご覧ください。</p> <p>議案第34号の「財産の取得について」ですが、もう一度「参考資料」の3頁をご覧ください。先の理事会でご審議いただいたて、本会隣地の県有地「赤い斜線部分」の取得について準備を進めてきましたが、次の4頁にありますように1月31日付けで、「県有地の売買価格について」が沖縄県から届き、売買価格と「令和2年3月31日までに売買契約を締結すること」という条件が示されたことから、総会において、土地の取得の承認を得るための提案でございます。</p> <p>再度「説明資料」をご覧ください。</p>
	<p>議案第35号は、土地の取得に伴う「財産の処分」、議案第36号は、取得に伴う補正でございます。</p> <p>なお、固定資産税は、4月以降の支払いとなりますので、その額が確定次第、令和2年度の補正等で対応する予定です。</p>
	<p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
座嘉比 常務理事	<p>この議案第34号から36号は、高額な予算を伴う議案でありますので私から補足説明をいたします。</p> <p>今回、沖縄県から提示のありました売買価格「5億7,650万円」については、鑑定書の写しをいただく事はできませんでしたが、鑑定内容については確認できましたので、その内容についてご報告いたします。</p> <p>今回の鑑定評価は、2社の不動産鑑定事務所が行なっておりまして、1社の鑑定価格は「5億7,700万円」、もう1社は「5億7,600万円」でありました。</p> <p>今回、沖縄県から提示のありました売買価格「5億7,650円」はその二つの鑑定事務所の鑑定価格を平均した金額となっております。</p> <p>今回の価格決定においては、先月、1月21日に下地理事長自ら、県庁へ出向きました、謝花副知事に対し、本会、国保連合会は国民健康保険法に定めた公法人であること、また、収益を求める団体ではな</p>

いことなどから、価格決定においては高額な価格とならないよう特別な配慮を強く求めたところであります。

これに対し、謝花副知事からは可能な限り対応したいとの返事があったことなどから、今回の売買価格は、適正な価格で評価されたものであると思われます。

沖縄県の担当者の話によると、鑑定事務所への鑑定の条件としては、国保連合会は収益を求める団体では無いことから、収益性を考慮した評価は行なわないこと。また、一般競争入札となった場合、売買価格は高額になると予想されることから随意契約にしたとの説明がありました。

また、沖縄県が市町村に対して行政財産を貸し付ける場合は、その土地の賃料を減額する規程があるようですが、売却する場合は、減額する規定はなく鑑定評価により「売買価格を設定」をする決まりになっているようあります。

最近の事例としては、那覇市が中核市への移行する際に、与儀にある「中央保健所」を那覇市に売却してありますが、その際においても、土地については鑑定評価に基づき「売買価格」は決定したとの説明がありました。

さらに、沖縄県の担当者の話によると、今回の購入予定地の売買価格が少しでも安くなるように、現状の土地の地面の中にある、以前、取壊した建物の基礎として使用していた「コンクリート製」の「杭」の撤去費用、また、地上に「大きなガジュマルの木」がありますが、その「ガジュマル」の撤去費用、それと「アスファルト」および「周囲にある植栽」の撤去費用を差引いてあるとのことありました。

また、沖縄県の担当者との「売買価格」の説明後での雑談でのことですが、不動産鑑定士によると、この連合会のある地域は、那覇空港から車で10分程度の距離にあることから、ホテル関係者には坪単価「150万円～200万円であっても売れると思う。」とのことであったことからも、今回の売却価格「5億7,650万円」は、購入予定地の面積「約640坪」を坪単価にすると「約90万円」であることから、また、将来の有効な財産価値として、考慮すると適正な価格であると思われます。

なお、本日の理事会および20日の総会において承認が得られた場合は、3月中旬に売買契約を締結し、代金納入後において、3月末日

	までに土地の移転登記を終える予定であります。説明は以上であります。
議長	説明が終わりました。 質疑がありましたら、よろしくお願ひします。
大田治雄理事 (久米島町長)	県はこの財産の処分は議会事項になりますでしょうか。
座嘉比常務理事	議会事項にはならないと聞いております。
宮城久和副理事長 (国頭村長)	財源はどうするのでしょうか。
座嘉比常務理事	財源は本会が積み立てている、財政積立金を取り崩して充てる予定です。
照屋勉理事 (与那原町長)	県が鑑定結果を見せられない理由はわかりますか。
座嘉比常務理事	鑑定結果の提示を県に要求したのですが、県から提示があったのは今回お見せした資料のみとなっております。
議長	他にご質問はありますでしょうか。
<進行の声>	
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第34号から第36号まで、承認することにご異議ありませんか。
<異議なしの声>	
議長	ご異議なしと認めます。 よって、ただいまの3件は承認されましたので、総会へ提案します。
	次に、議案第37号「令和2年度 事業計画について」事務局から説明してください。

<事務局の説明>

高 良
事務局長

事務局長の「高良」です。よろしくお願ひします。
それでは5頁をご覧ください。
議案第37号の「I 事業計画について」ですが、
国民健康保険制度は、様々な課題を抱え、その財政運営は厳しい状況にあります。

このため、国においては、社会保障制度全般の改革を進めています。また、沖縄県における国民健康保険運営方針では、市町村が担う事務の標準化・効率化・共同処理等を一層推進することとしています。

加えて、令和元年5月に成立した医療保険制度改革法の中においては、国保連合会の業務が新たに規定されました。

そのような状況の中、令和2年度の本会の事業運営は、より一層の経営努力を行いつつ、基幹業務である診療報酬審査支払事業など各種の事業により、医療費の適正化と市町村の保険者努力支援制度を支援していきます。

さらに、市町村国保事務の標準化、効率化、共同処理等の推進に必要な支援を行っていきます。

以上の基本方針に基づき、保険者の負託に応えるべく事業を実施します。

各事業につきましては、主なものを「IIの事業内容」で、各担当課長からご説明します。

大 城
総務課長

それでは1番の「本会運営に関する事業」では、(1)の総会、(2)理事会、(3)監事会及び(4)の国保事業推進幹事会を定期的に開催します。

また、(5)の独立監査人による監査は決算監査と期中監査を(6)の部内監査は毎月実施します。

なお、(2)の7月の定例理事会ですが、前回2月の理事会において宮古島市で開催することが決定され、7月3日に開催を予定しております。予約の関係がありますので、早々に出席の確認をする予定でございます。理事の皆さまのご出席をよろしくお願ひいたします。

植木
保険者支援
課長

続いて6頁をご覧ください。

2番、「国保制度改善強化推進事業」ですが、国保制度の安定化を図るため、全国の国保関係者と連携し、引き続き要請活動を行っていきます。

次に、3番の「育成指導・事業振興に関する事業」では、国保を取り巻く情勢等の情報を保険者に提供するなどの目的で（1）から（7）の事業を行います。

保険者支援課長の「植木」です。
よろしくお願いします。

4番の「保険者支援・共同事業」では、保険者の医療費適正化事業、広域的な事業及び小規模保険者等を支援する事業として、（1）から（4）の事業を実施します。

7頁をご覧ください。

5番の「保健事業に関する事業」では、市町村の保険者努力支援制度加点獲得と保健事業活動を支援するため、（1）から（6）の事業を引き続き実施します。

中でも（2）の④「高齢者の保健事業と介護予防の一体的推進」では、沖縄県の後期高齢者医療費及び介護給付費が伸びている現状から、市町村国保の保健事業と後期高齢者の保健事業・介護予防の連携は急務と考えております。

国は、令和2年度に、後期高齢者医療広域連合と市町村が契約して保健事業に取り組めば、統括保健師人件費580万円、保健指導を行う専門職の人件費350万円を、令和6年まで交付するとしております。

本会ではこの事業を推進してまいりますので、理事の皆さんにおかれましても、この事業について積極的に取り組んでいただければと考えております。

古堅
審査課長

次に、6番の「診療報酬等の審査事業等」では、診療報酬及び療養費の審査等を迅速、適正かつ公平に実施するとともに、審査基準の統一化に取り組み保険者のレセプト点検業務の軽減を図るため、（1）から（6）までの事務を実施します。

喜友名

審査管理課長の「喜友名」です。

審査管理 課長	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>7番の「診療報酬等の支払事業等」では、国民皆保険制度の適正な運営を担保し県民に適切な保険給付を提供するため、診療報酬等の費用決済業務をはじめとする（1）から（6）までの事務を実施します。</p>
川満 システム管理 課長	<p>システム管理課長の「川満」です。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p>次に、8番の「保険者事務電算共同処理事業・後期高齢者医療事務電算処理事業」ですが、保険者における事務の合理化や、効率的な事務処理を行うため、（1）から（6）までの業務を引き続き実施します。</p> <p>また、新規に（7）令和3年3月からオンライン資格確認の導入に伴い、保険者と連携を図り、本稼働に向けて運用テスト等の支援を行います。</p>
植木 保険者支援 課長	<p>8頁をご覧ください。9番の医療費助成事業では、子どもの健全な育成、母子家庭等の福祉の向上、重度心身障害者の保健の向上を目的に、（1）から（3）の事業により市町村の医療費助成事業助成金の自動償還事務及び現物給付事務を支援いたします。</p>
川満 システム管理 課長	<p>10番の「国保保険者標準事務処理事業」では、国保保険者となつた県と市町村間の連携が効率的かつ適切に行なわれるよう支援とともに、市町村が担う事務の標準化、効率化、共同処理を推進するため、（1）から（3）の事業を推進します。</p> <p>特に（3）の市町村事務処理標準システムの導入支援及び沖縄県国保共同クラウド推進事業への参加推進では、沖縄県と連携し、令和5年度（2023年）までに全市町村への導入を目指しています。また、各市町村が各自で導入するより共同クラウドの方が将来的に経費面・運用面において効率的であろうという観点から共同クラウドへの市町村の参加を推進しておりますので、理事の皆様におかれましては、市町村事務処理標準システム等の導入を、ご検討くださいますようお願いします。</p>
比嘉 介護・福祉課 課長	<p>介護・福祉課長の「比嘉」です。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p>次に、11番の「介護保険事業関係業務」では、審査支払業務の適</p>

	<p>正な実施と、保険者における介護給付適正化対策を支援するとともに、介護サービス苦情処理については、公正・中立な立場で関係機関との連携・協力を図り、的確に対処するため（1）から（7）の事業を実施します。</p> <p>また、沖縄県民への介護保険制度の趣旨普及を目的に広報活動を広域的に展開するため（8）の事業を実施します。</p> <p>12番「障害者総合支援法関係業務」では、障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払業務を迅速的確に実施し、市町村業務の軽減を図るため、（1）から（3）の事業を実施します。</p>
植木 保険者支援 課長	<p>続いて13番の「母子保健健康診査費審査支払事業」では、母性及び乳幼児の健康保持・増進を目的に（1）（2）により、市町村の母子保健健康診査費用の決済事務を実施します。</p>
大城 総務課長	<p>続いて14番の「国保事業に対する広域的な支援」では、「沖縄県国民健康保険運営方針」に定める施策の実施に関し必要な協力を行います。</p> <p>以上が、令和2年度の事業計画です。 よろしくお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 質疑がありましたら、よろしくお願いします。</p>
	<進行の声あり>
議長	<p>お諮りいたします。 議案第37号は、承認することにご異議ありませんか。</p>
	<異議なしの声>
議長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本件は承認されましたので、総会へ提案します。</p> <p>次は、議案第38号「令和2年度 財産の処分について」から 議案第45号「令和2年度 母子保健 健康診査費 審査支払特別会計</p>

歳入歳出予算について」までを議題とします。

事務局から説明してください。

<事務局説明>

大 城
総務課長

それでは、9頁の議案第38号をご覧ください。

令和2年度財産の処分ですが、

1番目 施設整備積立金「174万7千円」の処分は、電話交換機等の設備更改経費に充てるため処分です。

2番目に 減価償却積立引当資産

(1) 「4,363万2千円」の処分及び

(2) 「1,763万円」の処分は、データ集配信システム機器更改及び会内ファイアウォール機器更改等経費に充てるための処分です。

(3) 「1,169万3千円」の処分は、40歳未満の費用決済システム構築経費に充てるための処分です。

(4) 「183万3千円」の処分は、介護保険システム改修等経費に充てるための処分です。

(5) 「33万円」の処分は、障害者総合支援システム改修経費に充てるための処分です。

3番目の 母子保健関係電子計算機等減価償却積立金

(1) 「145万6千円」の処分は、母子保健システム導入に伴う作業経費に充てるための処分です。

高 良
事務局長

続いて10頁をご覧ください。

ここからは、令和2年度の予算に関する説明ですが、会計別予算説明の前に「令和2年度 予算の総括」について、ご説明します。

この表は、一般会計ほか六つの特別会計の予算額の一覧表です。

一番下の全体額をご覧になっていただきますと、令和2年度は約75億円増の「約4,570億円」となっています。

11頁の1は「支払勘定の状況」を再掲したものですが、後期高齢者医療の診療報酬、介護給付費、障害介護給付費の増などにより診療報酬関係全体は「約4,513億円」となっています。

2の「事業費の中で支払勘定的要素の予算の状況」では、
7母子保健健康診査費特別会計において、妊婦健診の件数が減ったことにより1億500万円減の「約22億円」となります。

次に、3の「実質の事務・管理費の状況」では、後期請求支払システム、介護保険システム、障害者総合システムの機器更改が終了したことにより、4,600万円減の「約22億円」となります。

以上が令和2年度予算の概要です。

大 城
総務課長

続いて、12頁の議案第39号をご覧ください。

新年度の予算については、増減の主なものをご説明します。

歳入では、

3款 県支出金は、新たに、県から「医療費分析事業」の委託を受ける増額、

5款 繰入金は、一般管理費等の増額に伴う増加です。

歳出では、

2款 総務費で、この会計への貼り付け職員の増加、新たな銀行の振込手数料の発生、県から受託したデータ分析事業等に充てる経費、並びに電話交換機等の設備改修経費等による増額です。

以上のとおり予算総額は、

「4億8,656万2千円」で、前年度より

「1億4,782万1千円」の増額となっています。

なお、銀行振込手数料ですが、本会は、琉球銀行と沖縄銀行を利用しておらず、振込手数料は現在無料となっております。しかし、昨年の7月に両銀行とも、令和2年度から振込手数料の規程料金年間約3千万、両行で6千万円を徴収する旨の通知があり、数回調整した状況において、振込手数料の負担は避けられない状況となっています。今回調整する中で、会員の皆様の負担増とならない現行の手数料の範囲内で、令和2年度は、両行とも月30万円、併せて月60万円を計上しております。

また、市町村においても、来年度から施行される会計年度任用職員制度により、人件費が増えていると思いますが、本会においても、パートタイム・有期雇用労働法の改正により、通勤手当を正規職員と同

様に支給をしなければならないことから、令和2年度から各会計において、専門員及び臨時職員の通勤手当を増額しております。

古 堅
審査課長

13頁の議案第40号をご覧ください。

「業務勘定」の歳入では、

1款 手数料は、レセプト等の取扱件数の増による増額、

2款 分担金は、システム改修分担金の減額、

4款 県支出金は、これまで10款 諸収入で受け入れていた県委託事業費の受入科目を組み替えたことによる増額、

8款 繰入金は、電算機器等の更改経費に充てるための増額です。

次に14頁の歳出をご覧ください。

1款 総務費の増は、電算機器更改経費の増額、

5款1項 保険者事務電算共同処理費の減は、支出科目を組み替えたための減額、並びにプログラム開発費等の減額、

6款 積立金は、減価償却積立引当資産に見合った額への減額、

7款 諸支出金は、消費税納付金及び他会計操出金の増額です。

以上のとおり予算総額は、

「12億3,131万円」で、前年度より

「2,284万8千円」の増額となっています。

喜友名
審査管理課長

15頁をご覧ください。

「国保診療報酬支払勘定」は、歳入歳出とともに、

「1,216億5428万7千円」で、国民健康保険診療報酬は、前年度より1.87%の減を見込んでおります。

次に「公費負担医療費」は、歳入歳出とともに、75億346万5千円で、そのうち公費負担医療は2.19%の増、医療費助成事業支出金は35.2%の増を見込んでおります。

次に「出産育児一時金等に関する支払勘定」は、歳入歳出とともに、「10億2,378万円」で、出産育児一時金支出金は6.53%の減を見込んで

おります。

古 堅
審査課長

16頁の議案第41号をご覧ください。

「業務勘定」歳入では、

1款 手数料は、レセプト等の取扱件数の増による増額、

4款 繰入金は、購入する電算処理機器等に見合った額への減額です。

続いて、17頁の歳出をご覧ください。

1款 総務費は、歳入第4款と同様の理由による減額です。

4款 事業費は、各事業の電算処理システム機器更改等にかかる経費の増額、

5款 積立金は、減価償却積立引当資産に見合った額への減額です。

以上のとおり予算総額は、

「6億8,128万3千円」で、前年度より

「1億8,344万円」の減額となっています。

喜 友 名
審査管理課長

18頁をご覧ください。

「後期高齢者医療診療報酬支払勘定」は、歳入歳出とともに、

「1,498億3,268万6千円」で、後期高齢者医療診療報酬は2.86%の増を見込んでおります。

次に、「公費負担医療に関する支払勘定」は、歳入歳出とともに、

「5億1547万円」で、公費負担医療は2.48%の増を見込んでおります。

植 木
保険者支援
課 長

19頁の議案第42号をご覧ください。

「業務勘定」の歳入ですが、

3款 国庫支出金は、特定健診システム及びKDBシステム機器更改を今年度終えたことによる減額、

5款 繰入金は、購入する機器に見合った額に減価償却積立引当資産繰入額を減額、

7款 諸収入は、沖縄県から受託する国保ヘルスアップ支援事業経費による増額です。

続いて歳出

1款 総務費は、沖縄県から受託する国保ヘルスアップ支援事業委託経費の増額、

2款 積立金は、減価償却積立引当資産に見合ったへの減額、

3款 諸支出金は、一般会計繰出金の増額です。

以上のとおり予算総額は、

「2億599万7千円」で、前年度より
「1,082万3千円」の増額となっております。

次に「支払勘定」は、歳入歳出とともに、「11億8,663万1千円」で、特定健康診査費等支出金は2.76%の増となります。

比 嘉
介護・福祉課
課 長

20頁の議案第43号をご覧ください。

まず、「業務勘定」の歳入ですが、

1款 手数料は、請求明細書取扱件数等の増による増額、

8款 繰入金は、新介護保険システム改修経費に見合った額への減額です。

次に、歳出

1款 総務費は、介護保険システム等の機器更改完了に伴う経費の減額、

4款 国民健康保険中央会負担金は、介護保険システム並行稼働分負担金の減額、

7款 積立金は、新介護保険システムの導入に伴う減価償却積立引当資産の増額、

8款 諸支出金は、一般会計繰出金の増額です。

以上のとおり予算総額は、

「3億4,688万8千円」で、前年度より
「3,378万4千円」の減額となっております。

続いて21頁の「介護給付費支払勘定」は、歳入歳出とともに、「1,103億5,285万5千円」で、介護給付費は4.84%の増を見込んでおります。

次に「公費負担医療に関する報酬等支払勘定」は、歳入歳出とともに、「23億4,781万1千円」で、公費負担医療等は2.05%の増を見込んでおります。

22頁の議案第44号をご覧ください。

「業務勘定」歳入ですが、

1款 手数料は、取扱件数の増による増額、

3款 繰入金は、新障害者総合支援システム改修経費に見合った額への減額です。

次に、歳出

1款 総務費は、障害者総合支援システム等の機器更改完了に伴う経費の減額、

4款 諸支出金は、一般会計繰出金の減額です。

以上のとおり予算総額は、
「8,348万2千円」で、前年度より
「1,311万8千円」の減額となっております。

続いて「障害介護給付費支払勘定」は、歳入歳出とともに、「581億3,963万円2千円」で、障害介護給付費、障害児給付費とともに6%の増を見込んでおります。

植木
保険者支援
課長

23頁の議案第45号をご覧ください。

歳入

1款 健康診査費受入金の減は、前年度実績を勘案しての減額、

4款 繰入金の増は、母子保健システムの導入作業経費に充てるための増額です。

続いて歳出、

1款 健康診査費支出金は、歳入1款と同様の理由による減額、

4款 諸支出金は、一般会計繰出金の増額です。

以上のとおり予算総額は、
「14億9,598万3千円」で、前年度より
「1億263万8千円」の減額となっております。

以上が令和2年度の歳入歳出予算でございます。
よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

大田治雄理事
(久米島町長) 減価償却を管理する際には、財産目録台帳があると思いますが、これは紙ベースで管理していますか。
はじめての職員はわかりにくいので、担当が変わってもわかりやすく管理していますでしょうか。

大城
総務課長 財産台帳の管理は、会計係がエクセルファイルで管理しております。また、内容については、全課へ展開して確認をしております。

議長 他に質問はありますか。
お諮りしてよいでしょうか。

<進行の声あり>

議長 お諮りいたします。
議案第38号から議案第45号まで、承認することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

議長 ご異議なしと認めます。
よって、ただいまの8件は承認されましたので、総会へ提案します。

次に、議案第46号「令和元年度第2回通常総会の招集について」事務局から説明してください。

<事務局の説明>

大 城
総務課長

それでは 24頁、議案第46号についてですが、第2回通常総会を2月20日 木曜日に沖縄県市町村自治会館において午後1時から開催を予定しています。

なお、提案する案件は、議決事項14件となっています。

また、当日は他の団体の総会等も予定されておりますが、日程につきましては25頁の表のとおりです。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりました。
総会の開催日程は、沖縄県町村会の日程に組み込まれておりますので、案のとおり承認してよろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は承認されました。
なお、総会への出席もよろしくお願ひします。
また、次回の理事会は宮古島市での開催を予定しておりますので、次回理事会への出席についてもよろしくお願ひします。

以上をもちまして、本日の提出議案の審議は終了しました。

<議案審議終了>

その他に、協議事項がありますので、座嘉比常務より説明をお願いします。

座 嘉 比
常 务 理 事

理事会での協議事項がありますので、お配りしてある「参考資料」の最後の頁「5頁」に綴じてある「沖縄県の一般負担金（令和2年度）について」をご覧ください。

沖縄県の「一般負担金」については、昨年7月に開催しました「第1回理事会」において、継続審議となった事項でありますので、この資料を基にこれまでの経過などをご説明いたします。

「一般負担金」とは、国保連合会の建物の維持管理費や総務的な役割の入会費等へ充てる費用でありまして、令和2年度の「一般負担金額総額」は「1億1,700万円」であります。

沖縄県の「一般負担金」の金額は平成30年度、令和元年度ともこれまでの理事会において「20万円の（平等割額）」で決定しておりま

す。

では、これまでの理事会での経緯についてご説明いたします。

①に記載してありますように、沖縄県の「一般負担金」の決定においては、理事会や総会において「市町村は、これまで膨大な赤字額を一般会計から補填してきたことから、国保の財政運営の責任主体となる沖縄県には、本会負担金「1億1,500万円」、この「1億1,500万円」は平成30年度の負担金総額であります・・その半分程度は求めるべきである。」などの意見がありました

しかし、全国の国保連合会においては、平等割額（10万円～30万円）程度しか求めていないことなどから、沖縄県側が納得できるものでは無いとして、再協議をする条件で平成30年度と令和元年度の「一般負担金」は「平等割額の20万円」で決定しておりました。

②に記載してありますが、前理事長（宜保豊見城市長）や推進幹事会で協議した結果、「被保険者を持たない沖縄県に対しては、現行の一般負担金の算定方法は馴染まない。」との意見がありまして、沖縄県と再協議をする目的で、下線の計算式にあるように「負担金総額（1億1,600万円）」を「43保険者」で割った「269万7千円」を、平成31年度の沖縄県の「負担額」として、「平成30年9月18日付け」で、沖縄県に提示しました。

その後、③に記載してあるように、沖縄県国保課から全国の都道府県の殆どが「平等割額程度」を「一般負担金」としている現状においては、今回提示された負担金「269万7千円」では、県の財政当局の了解を得ることが難しいとのことで、県国保課としては、「負担金」ではなく「業務委託としての支援ができないのか？」などを含め検討しているとのことありますて、今回の理事会開催予定の、令和2年2月までの協議継続の申出があり、前回の理事会において継続審議が承認された協議事項となっております。

下から2番目の○についてですが、先月31日に本会事務局と沖縄県国保課で協議した内容についてご報告いたします。

沖縄県国保課の説明では、やはり、全国の都道府県の殆どが「平等割額程度」を「一般負担金」としている現状において、沖縄県だけが抜きんでた負担金「269万7千円」を財政当局に認めてもらう事は出来なかったとの事ありました。

次の二つ目のポツに記載してありますが、国保連合会の総会において議決事項として承認された場合には、「269万7千円」の負担金を支

払うことは可能となるようですが・・・仮に、そうなった場合「国保広報共同事業負担金」など、他の全ての負担金を見直す考えが、県の財政当局にはあるとの報告があります。

そこで、最後の○に「本会事務局としての考え方」を記載してあります。記載した内容について理事の皆様方に、ご判断を頂きたいと考えております。

最初のポツですが、本会と沖縄県とは、現在、国保事業の実施において良好な関係でありますので、沖縄県とは良好な関係を継続したいと考えております。

次の2番目のポツに記載してありますが、本会では、沖縄県から市町村の保健事業を支援するための「国保ヘルスアップ支援事業」を来年度から「単年度1億7,500万円」の事業を3年度間、受託する予定で、今、県と調整しているところであります。

この「国保ヘルスアップ支援事業」を受託することにより、市町村が実施している生活習慣病重症化予防などの「国保ヘルスアップ事業」対象者の、対象者抽出システム開発や追跡ツールの開発など、また、重症化予防アドバイザーの派遣などが可能となり、今まで以上に市町村への支援が強化できると考えております。

最後のポツになりますが、よって、沖縄県に負担金「2,697,000円」を求めるることは、市町村にとっても不利益になると思われることから、本会、事務局としては、全国の都道府県の負担金が「平等割額程度」である間は、沖縄県の一般負担金についても現行の「20万円」のままでお願いしたい。と考えております。各理事の皆様の、ご判断を頂きたいと思います。宜しくお願ひいたします。

照屋勉理事
(与那原町長)

他の都道府県は黒字ですので、平等割程度でよいかもしれません。しかし、本県は状況が異なると思いますが、いかがでしょうか。

座 嘉 比
常 務 理 事

当初、都道府県へ負担金を徴収した場合、國の方針として、その費用は各市町村が都道府県に収める国保事業費納付金とする、ということでした。そのため、結局、都道府県の負担金を市町村が支払うことになるので、全国的に、都道府県に対しての費用は求めないという流れになっておりました。

その後、国に対して、市町村や各国保連合会から意見があり、総務省の方より都道府県の負担金は地方財政措置をするということになりましたので、全国的に負担金を徴収する方向になりましたが、その額は、全国の都道府県において、ほとんどが平等割額程度になっている

。 沖縄県においては、平等割額 20 万円は少ないと考えておりますが、今後の状況をみながら、次の負担金の見直しのときに検討していくたいと考えています。

当面は、県からの 1 億 7500 万円の事業を受けることで、市町村の保健業務支援として還元していきたいと考えています。

ご判断は、理事の皆さまへお任せしたいと考えております。

赤嶺正之理事
(南風原町長)

業務委託としての支援ができないかという意見があることから、県は 269 万 7 千円を、何らかの形で支払う意思はあると考えてよいという解釈でよいと思います。これから、何らかの知恵を出す必要はあると思いますが、まずは業務支援という形で支払っていただくことでもよいと思います。

しかし、この業務支援でいただく 1 億 7500 万円は、非常に見た目はよいのですが、このヘルスアップ事業はすべての市町村が実施できるものではないため、すべての市町村が恩恵を受けるわけではありません。

このあたりを考えると実施事業はしっかりとやっていただくとして、また、事業は 3 年間となるので、4 年目以降を考えますと、269 万 7 千円は何らかの形で県にだしていただくことがよいと考えます。

国保については、平成 26 年以降、各市町村は一般財源から繰り入れて財政を維持している。県としても一保険者となりますので、単一化したときの赤字について、県も一般財源から繰り入れるといった約束ができれば、こちらとしても譲れるのではないかと思います。

ヘルスアップ事業については、事業としてしっかり実施していただき、それとは別に、県の負担金については考えた方がよいと考えます。

赤嶺理事からのご意見にありました県の負担金については、今直ぐにどうこうするといったようなお話はできませんが、段階的に県と調整もしながらが進めていきたいと思います。

座 嘉 比
常 務 理 事

すぐにというわけにはいかないと思いますので、様子をみながらやっていくということで当面 20 万ということでおろしいでしょうか。

議 長

< 異議なしの声 >

議 長

これで令和元年度第 2 回 理事会の全日程を終了します。

沖縄県国民健康保険団体連合会規約第34条の規定により、ここに署名する。

読谷村長

石巒傳實

与那原町長

照屋勉



